

よしたに ともき  
 作：吉谷 友希

## 第84回日本産業衛生学会

日本産業衛生学会

### 熱中症対策



来る5月17日から21日まで東京の竹芝にて日本産業衛生学会開催された。今年のテーマは「働くということと産業保健——その原点に還って——」。また、東日本大震災にともない、緊急企画として「災害時の産業保健」と題したセッションも開催された。産業保健の見地から被災された方々や支援者への健

康について発表された。廣川進氏（大正大学・海上保安庁惨事ストレスアドバイザー）が講演された「メンタルヘルスケアについて——惨事ストレスを中心に——組織的災害救援者への組織的ケアの必要性」については、現在迎えている修復期の課題ということもあり、多くの聴衆が関心を寄せていた。

### ○産業保健活動には労務管理の視点が不可欠

18日に開催されたシンポジウム1では「これからの産業保健は労務管理とどうかかわっていくのか」と題し、経営者の立場、統括産業医の立場、産業看護職の立場、学術の立場からシンポジストを招いて、労務管理の視点が産業保健にもどのように関わっていくか、その実例を挙げつつ、意見交換を行った。

なかでも、武藤孝司氏（獨協医科大学教授）の「中小企業に対する産業保健活性化戦略」では、社会保険労務士（社労士）の活用が今後期待できるとの調査結果を発表された。具体的には、多くの社労士が中小企業から労働安全衛生に関するさまざまな相談を受けている現状にあるが、そのために産業保健スタッフから助言を受けたりする機会がないという。メンタルヘルスや過重労働対策など労務管理と深いテーマについては、研修などを通じて産業保健スタッフと連携を必要と8割の社労士が感じていることから、今後の中小企業への対策として、社労士と産業保健スタッフとの連携が有効と考えられるとの内容であった。産業保健活動を行う上では労働法の基礎知識は欠かせない。産業保健スタッフにとっても専門家である社労士との連携が重要といえる。

### ○東京労災病院勤労者予防医療センターの発表演題が優秀演題受賞

受賞演題は『「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」の職場の喫煙対策等に及ぼす影響～職場へのアンケート調査と施設内粉じん濃度測定結果より～』斎藤照代氏（独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院勤労者予防医療センター）が中心になってまとめたもの。神奈川県の受動喫煙防止条例が施行されてから6カ月後の実態調査と、受動喫煙対策内容の粉じん濃度測定から健康影響を評価した調査を実施したところ、結果は認知度が極めて高く、9割の公共施設は対策を講じていた。しかし、禁煙以外を選択した施設では、受動喫煙を示唆する結果が出た。禁煙を目指す政策が求められると発表した。

# 福島第一原発作業員健康管理等対策推進室を設置、原発には医師の常時配置が実現

厚生労働省



辞令を手渡す細川大臣

厚生労働省は5月20日、「福島第一原発作業員健康管理等対策推進室」を設置、新たに担当となった職員に対し、細川律夫大臣が辞令を手交した。

これは、政府の原子力災害対策本部が17日、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」の中で、東京電力福島第一原子力発電所における作業員の健康管理の強化に、政府を挙げて取り組むこととしたのを受けたもの。このため同省は、担当部署を本省労働基準局安全衛生部内に設置した。

同室には5人の専任室員が配置、併任室員を含めると総員20人ほどの

規模に。また、現地での対応を図るため、福島労働局に支部が設置された。

同省は今後、新たな部署を中心に、作業員の被ばく線量管理、臨時の健康診断の実施の徹底、一定の緊急作業に係る作業届の確認、長期的に被ばく線量などを追跡できるデータベースの構築による長期的な健康管理など、作業員の健康管理対策について、東電などと連絡調整などを図りつつ推進する。

また、同省は26日、独立行政法人労働者健康福祉機構に対し、福島第一原発で作業する労働者の健康管理を図るため、健康管理業務に従

事する医師の派遣を要請。これを受けて、同機構は29日から全国の労災病院の医師を派遣することとした。

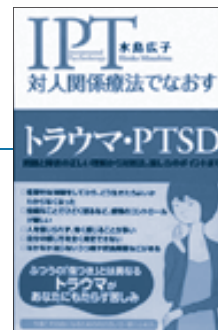
これにより、福島第一原発では、15日に東電の要請で産業医科大学から派遣されている医師に加え、複数の医師が常駐することに。24時間体制での労働者の健康管理が可能となった。同機構は今後も、全国の労災病院から順次医師を派遣としており、緊急時に医師が速やかに対応できる体制が整備された。

## 産業保健 この一冊

### 対人関係療法でなおす トラウマ・PTSD

著 水島 広子  
発行 創元社 定価 1,575 円 (税込み)

(株)デンソー北九州製作所 産業医、産業医科大学名誉教授 東 敏昭



本書はトラウマ(心的外傷)の捉え方と、この経験から PTSD (心的外傷後ストレス障害: Posttraumatic stress disorder) を持つにいたった個人に向き合う方法として、対人関係療法を紹介した入門書です。トラウマ体験そのものに焦点を当てる認知行動療法に対し、トラウマの影響を受けた現在の対人関係に焦点を当て、現在の生活の質を上げ、トラウマの受け止め方を変える対人関係療法について、事例を交えて解説しています。

地震や津波などの天災、テロや大事故などの社会的に大きな事象から、家庭内暴力、セクハラなど個人的体験まで、さまざまなトラウマが PTSD を引き起こし、社会生活の阻害要因となっています。また、職業的ハイリスク者には、警察、消防、運輸、警備の他、三次救急

病院に勤務する医師や看護師も含まれ、産業保健の課題としても重要です。産業保健職は、職場、家庭、地域の関係者に対する教育・研修の機会を持つことも想定されるため、本書を必要に応じて専門的な知識への入口とすることができると考えます。

著者は、2000年6月から2005年8月まで、衆議院議員を務め児童虐待防止法の抜本改正に取り組んだ経験を持ち、現在、対人関係療法専門クリニック院長として、また慶應義塾大学医学部精神神経科の非常勤講師を務め、臨床と教育に携わっています。臨床医としての治療の視点と、関係者の理解を広める社会的視点からの解説書として、産業保健関係者に役立つ一冊です。